

八千代市議会広報基本方針

平成24年 3月29日決定
平成27年12月11日変更

1 議会広報基本方針

八千代市議会の広報は、議会の活動状況に関する情報を広く市民に提供することにより、市民の議会への関心と理解を高めることを目的とする。

情報提供にあたっては、公正中立な立場を堅持するとともに、市民に親しまれ、わかりやすい紙面や映像づくりに努める。

その提供方法として、広報紙の発行、ホームページ、議会中継等を実施することとする。

2 委員会の設置

議会広報紙の発行、ホームページ及び議会中継等の実施に関し、基本的事項を協議するため、八千代市議会広報委員会を設置する。

委員会に関し必要な事項は、「八千代市議会広報委員会設置要綱」に定める。

3 広報紙の発行

(1) 広報紙の役割

八千代市議会は定例会等の状況を紙面により広報し、名称は「やちよ市議会だより」とする。

(2) 掲載内容

定例会、臨時会の本会議又は、委員会における主な質疑・質問とその答弁の項目ごとの要旨、議案等の審議経過及び議決結果など、議会広報に必要な事項とする。

(3) 発行回数及び発行時期

発行回数は原則として2月・5月・8月・11月の年4回とする。

(4) 配布先

市域の全世帯を対象とする。

(5) 配布方法

原則として新聞折込とし、未購読世帯については、希望する世帯に別途配布する。

また、本庁舎、支所及び市の主要施設のほか、市内鉄道各駅舎内に配置する。

(6) その他

やちよ市議会だよりの規格及び編集に関しては、「やちよ市議会だより編集要領」に定める。

4 ホームページ

(1) ホームページの役割

八千代市議会はインターネットのホームページを活用し、市議会に関する情報等を提供することとする。

(2) 掲載内容

議員紹介、会議日程、会議結果、市議会の概要、議会中継、市議会広報、市議会関連条例、会議録の閲覧・検索などの情報を掲載する。

(3) 掲載時期

当ホームページに公開する情報及び事項の内容に更新の必要が生じたときは、できるかぎり迅速に更新手続を行う。

(4) その他

ホームページに関し必要な事項は、「八千代市議会ホームページに関する要綱」に定める。

5 議会中継

(1) 議会中継の役割

八千代市議会は本会議場における会議の状況をインターネットにより映像配信する。

インターネットによる議会中継は、生中継及び録画放映とする

(2) 対象とする会議

原則として本会議を対象とする。

(3) その他

議会中継に関し必要な事項は、「八千代市議会の会議のインターネットによる放映に関する要綱」に定める。

八千代市議会広報委員会設置要綱

(設置)

第1条 議会広報に係わる基本的事項を協議し、その円滑な推進を図るため、八千代市議会広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 議会の広報紙の編集及び発行に関すること。
- (2) 議会のホームページに関すること。
- (3) 議会放映に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会派から1人ずつ選出した委員及び会派に所属しない議員においては、その代表1人をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。
- 3 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選による。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 現に在任中の委員があるときに新たに選出された委員の任期は、当該在任中の委員の任期の残任期間に相当する期間とする。
- 3 任期満了による委員の改選は、任期満了の日以前に行うことができる。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、その職務を代理する。
- 3 会議は、過半数の委員をもって成立する。
- 4 委員が都合により会議に出席できない場合は、代理人の出席を認めるものとする。

(傍聴の取扱)

第6条 委員会は、委員以外の議員が傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

「やちよ市議会だより」発行要領は、同日をもって廃止する。

やちよ市議会だより編集要領

- 1 この要領は、八千代市議会広報基本方針に基づき、やちよ市議会だよりの規格及び編集に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 編集については八千代市議会広報委員会で行うものとし、発行については八千代市議会で行うものとする。
- 3 規格はタブロイド判、カラー印刷、4ページとする。
- 4 やちよ市議会だよりの掲載事項は次のとおりとする。

(1) 定例会の概要

(2) 定例会における議案の結果

(3) 定例会における請願・陳情・発議案等の結果

(4) 直前の臨時会の結果

(5) 議会及び議案等にかかる人事関係

(6) 本会議及び委員会の要約した質問と答弁

(7) 議員、議会及び各会派の諸活動

(8) その他広報委員会が必要と認めるもの

5 編集方法

- (1) 市議会だよりの編集は、広報委員会で行う。
- (2) 発行者名は、八千代市議会とする。
- (3) 編集者名は、やちよ市議会広報委員会とする。
- (4) 掲載記事については、広報委員会において協議決定する。
- (5) 基本紙面構成を決定し、それに沿った編集を基本とする。
- (6) 一般質問等の掲載は、会派を基本とする。
 - ① 割り当てられた文字数内で会派で調整するものとする。
 - ② 会派当たりの文字数は、構成議員数により按分するものとする。
 - ③ 文字数には「見出し」、「氏名」、「質問」、「答弁」等を含むものとする。

- ④ 質問者は氏名を掲載し、答弁者は所管部局名を掲載する。
 - ⑤ 質問及び答弁は当該議員が作成するものとする。
 - ⑥ 答弁は執行部の確認をとるものとする。
 - ⑦ 記事の体裁は、見本を決め、それに統一する。
 - ⑧ 広報委員は定められた日までに、会派内の原稿を清書し、広報委員会に臨むものとする。
- (7) 必要な原稿・写真・イラスト等は、広報委員会において準備する。
- (8) 広報委員会は、定例会の翌月の20日までに該当号の編集を終了させることを目指すものとする。
- (9) 急施の記事の挿入・差し替え等緊急の場合の措置は委員長に一任するものとする。
- (10) その他必要な事項は、広報委員会において協議決定する。

6 この要領に定めた事項に変更を要する事由が生じた場合には、広報委員会において協議決定する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

八千代市議会ホームページに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八千代市議会広報基本方針に基づき本市議会の議場における八千代市議会ホームページ（以下「ホームページ」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ホームページのトップページは八千代市公式ホームページ内に置く。

(管理)

第3条 ホームページは、議会事務局議事課長が管理及び運営する。

2 ホームページの内容に更新の必要が生じたときは、速やかに更新を行う。

3 前項に定める更新内容は、議事課長が決定する。ただし、重要な事項については、八千代市議会広報委員会（以下「広報委員会」という。）に諮るものとする。

(掲載事項)

第4条 ホームページに掲載する内容は次のとおりとする。

- (1) 議員紹介に関する情報
- (2) 会議日程に関する情報
- (3) 議決結果に関する情報
- (4) 市議会の概要に関する情報
- (5) 議会中継
- (6) 市議会だよりに関する情報
- (7) 市議会関連条例に関する情報
- (8) 会議録の閲覧及び検索に関する情報
- (9) その他広報委員会委員長が特に必要と認める情報及び事項

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ホームページの管理及び運営に関し必要な事項は広報委員会において協議し、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26年 3月 25日から適用する。

八千代市議会の会議のインターネットによる放映に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八千代市議会広報基本方針に基づき本市議会の議場における会議のインターネットによる生中継（以下「中継放映」という。）並びにインターネットによる録画放映（以下「録画放映」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(中継放映及び録画放映の実施方法)

第2条 中継放映及び録画放映は、原則として放送に必要な機器のリース契約及びインターネット配信に関する業務の請負契約によるものとする。

2 前項に定める原則によらず放映する場合は、その是非及び手法について、議長が広報委員会の意見を聞いて決定するものとする。

3 前項の場合において、特に緊急を要すること等により広報委員会を招集する時間的余裕がないときは、議長が広報委員長の意見を聞いて決定することができるものとする。

4 前項の規定により決定したときは、議長はこれを広報委員会に報告するものとする。

(中継放映及び録画放映する会議)

第3条 本会議は、秘密会等特段の配慮を要する場合を除き、中継放映及び録画放映するものとする。

2 その他の会議は、議長が広報委員会の意見を聞いて決定した場合に限り、放映するものとする。

3 前項の場合において、特に緊急を要すること等により広報委員会を招集する時間的余裕がないときは、議長が広報委員長の意見を聞いて決定することができるものとする。

4 前項の規定により決定したときは、議長はこれを広報委員会に報告するものとする。

(記録としての取扱い)

第4条 中継放映及び録画放映は、本市議会の広報に資するものとし、記録として取扱わないものとする。

(テロップの挿入)

第5条 中継放映においては、視聴者に会議の進行状況を伝えるため、必要に応じてテロップを挿入するものとする。

(録画放映における発言の削除の取扱い)

第6条 編集された録画放映においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第129条、第132条、八千代市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第65条、第11

7条の規定により発言の取消しを認めた場合、当該発言を削除するものとする。

2 発言者から、録画放映の掲載内容に対して一部削除の申し出があり、議長が必要と認めるとときは、録画放映の一部を削除することができる。

(録画放映の開始時期及び放映期間)

第7条 録画放映は、未編集のものはその日の会議の終了後の翌日、速やかに開始するものとし、編集されたものは、その日の会議終了後5日後に開始するものとする。

2 放映期間は、本会議の録画放映にあっては、翌々年の該当本会議の開会日までとする。

(録画放映の一部中止)

第8条 議長は、必要があると認めるときは録画放映の一部を中止することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、中継放映及び録画放映に関し必要な事項は、八千代市議会広報委員会に諮り、広報委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年12月17日から施行する。